

北海道大学 入試問題の利用について

北海道大学学務部入試課

本学では、入試問題の利用については特に制限を設けておりませんが、以下の条件に留意の上、適切にご使用願います。

- ① 本学入試問題の著作権は、北海道大学に帰属します。
- ② 入試問題を利用する団体等が、出典を明示すること、責任の所在を明確にすることが必要です。
- ③ 本学試験問題を原本どおり使用できない場合には、改変したことを必ず明示願います。
- ④ 二次利用する場合において、問題に引用されている作品等がある場合には、使用する団体等が責任をもって、本学に対してではなくそれぞれの著作権者（作品の著者等）に対して、著作権処理を行っていただく必要があります。
- ⑤ 解答・解説等を独自に作成・掲載するに当たっては、閲覧される方が「本学が公表している解答例・解説」と誤解してしまうことがないように、掲載方法等についてご配慮願います。

【問い合わせ先】

北海道大学学務部入試課

〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目

TEL : 011-706-7484 FAX : 011-706-7488

小論文

(文学部)

9：30～12：30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は17ページある。
3. 解答用紙は

解答用紙番号
小論文0—1

 と

解答用紙番号
小論文0—2

 と

解答用紙番号
小論文0—3

 と

解答用紙番号
小論文0—4

 の4枚である。
4. 解答用紙は4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号および座席番号(上下2箇所)は、監督者の指示に従って、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入せよ。
7. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
8. 問題紙の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
9. 下書き用紙は回収しない。

1 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

APDとはAuditory Processing Disorderの頭文字を取った言葉だ。日本語では「聴覚情報処理障害」と訳され、「聴力に問題はないのに、特定の状況下で相手の言葉が聞き取れなくなってしまう困難」を指す。(中略)

たとえば、BGMが流れているカフェ。そこに流れる音楽が店員や友人の声と同じボリュームで混じり合い、結果的に会話が困難になってしまう。あるいは複数人が発言をする会議の場。話し手がランダムに切り替わっていくようなとき、誰がなにを話しているのかが聞き取れなくなってしまう。聴力的には聞こえるのに、なぜか聞き取れない。

もちろん、これらの状況ではAPD非当事者でも多少の聞き取りにくさを覚えることがあるだろう。APD当事者の場合はこの症状が顕著であり、ときには人間関係が壊れたり、仕事を辞めざるを得ない状況にまで追い込まれてしまったりすることがあるという。しかも、このAPDは国内でまだ認知されていないため、当事者の訴えはなかなか理解されない。

平野さんは日本国内では限られた、APDについて診察できる医師のひとりであり、APDという症状で悩む人たちのことを知ってもらうため、書籍やブログを執筆するなど、情報発信に力を注いできた人物だ。

しかし医師が書く専門書という体裁ではなく、一般の人でも手に取りやすいルポルタージュがあればいいのに……と考えていたそう。そこで書き手を探していたところ、ぼくを見つけたという。

APDについて知ったのは、このときが初めてだった。聞こえるのに、聞き取れない。率直に言えば、とても不思議な状態だと思った。検索してみると、ごくわず僅かではあるが、当事者へのインタビューや症状を解説した記事が出てくる。しかしその数の少なさは、やはりAPDがまだまだ世間に知られていないことを意味していた。無理解は差別や偏見につながる。きっとAPD当事者たちは、途轍とてつもない生きづらさを抱えているのだろう。

ぼくは耳の聞こえない両親から生まれた。母は生まれつき耳が聞こえず、父は

幼少期に聴力を失った。ふたりは手話を使って会話をし、その様子を間近で見ていたぼくも、ある程度の簡単な手話を身につけた。どうして“ある程度”なのかというと、ぼくの家庭では手話があまり尊重されていなかったからだ。

物心ついた頃には耳の聞こえる祖父母と同居しており、ぼくは彼らから音声日本語を教えられた。特に祖母はぼくの教育に熱心で、「外に出ても困らないように」と、昔話や童謡を通じて、ぼくに音声日本語を一生懸命教えた。そして祖母は、両親の言語である手話を一切身につけなかった。祖母にとって手話とは、「覚えても仕方ない言語」「使えば差別される言語」だったのだ。

耳の聞こえない親に育てられる、聞こえる子ども。そんな立ち位置で感じていたのは、誰にも理解してもらえない生きづらさだった。

両親とは異なり、ぼくにはなんの「障害」もない。つまり「健常者」だ。そこだけに着目すれば、「障害者と比べたら、なんの生きづらさもないのではないか」と思われるだろう。実際、数え切れないくらいそう言われてきた。でも決してそんなことはなかった。

手話を尊重しない祖父母の影響もあり、ぼくの手話は非常に中途半端なものになってしまった。簡単な日常会話ならばできるものの、ややこしい問題や一步踏み込んだ心情を伝えるには心こころ許ない。そんな状態はやがて、親子間でのコミュニケーション不全につながっていった。

思春期ならではの人間関係や進路についての悩みなど、相談したいことがあってもうまく伝えられない。一番わかってほしいはずの両親に、わかってもらえるように話せない。あの頃、両親と会話していると、もどかしさばかりが募っていった。

両親にとっての第一言語は手話であり、ぼくにとってのそれは音声日本語。その違いが親子の間に深く溝を生んでしまっていたのだ。

でも、そんな事情を理解してくれる人はいなかった。友人や教師はもちろんのこと、祖父母や親族たちだって誰一人、ぼくが抱えている悩みに気づく人はいなかった。たとえ言語が異なっていたとしても、親子なのだからどうにかわかり合えるだろう——。きっと誰もがそう信じていたのだと思う。

近年、ぼくのような境遇の子どもにスポットライトを当てた作品が続々と誕生

している。なかでも注目を集めたのは、第94回アカデミー賞で作品賞に輝いたハリウッド映画『コーダ あいのうた』だろう。この「コーダ」とは「Children of Deaf Adults」の頭文字を取った言葉で、「聞こえない親に育てられた、聞こえる子ども」を意味する。まさにぼくのことだ。

作中では、コーダである主人公が、さまざまな困難に直面する。聞こえない親の存在を^{やゆ}抑えられ、日常的に親の通訳として振る舞い、自分の人生よりも親のことを優先しようとする。どれもこれも痛いくらい共感できるエピソードだった。映画を観た人たちからは、「コーダの生きづらさが、初めて理解できた」といった感想も聞こえてきた。

これでやっと、コーダが抱える生きづらさを理解してもらえるのか——。そう思うと、どこかホッとするような^{あんど}安堵を覚えた。しかしながら同時に、「もっと早く知ってほしかった」と思ってしまうのも正直な気持ちだ。

親との関係に悩んでいた子どもの頃に、社会にコーダの生きづらさが広まっていたら、もしかしたらぼくの悩みは軽くなっていたかもしれない。マイノリティの生きづらさは、社会の無理解によって生じることがあるから。

つまり、APD当事者がいま直面している生きづらさは、過去のぼくが抱えていたものに非常に近いのではないかと思う。そこにあるのは、誰にも知られていないことによる痛みだ。

だからこそ平野さんは、彼らの生きづらさを少しでも取り除けるように、と活動しているのだろう。

しかし、すぐには返信ができなかった。

ぼくはAPD当事者ではない。平野さんからのメッセージを受けて、APDについて調べ、簡易的な診断チェックもしてみた。該当はしなかった。そもそもこれまでの人生を振り返ってみても、「聞き取れない」という状況に思い悩んだことがなかった。

そんな自分が、書いていいのだろうか。自分が筆を執る^とことで、当事者の声を奪うことにつながるのではないか。そんなことはしたくない。

当事者が声を奪われてしまう。そのつらさは、ぼく自身、身をもって感じたこ

とがあったからだ。

コーダとして生まれたぼくは、親子間で言語が異なることに悩んできた。しかし、それを知らない人はぼくを「すごい」と褒める。ときには「この人、手話も日本語もできるすごい人なんだよ」と勝手に第三者に紹介されてしまうことさえあった。

また逆に、「大変な生い立ちでたくさん苦勞してきた人なんだね」と評されることもあった。そうやってぼくを見る人の目に浮かんでいたのは、いつだって憐憫^{れんびん}の情だ。

たしかに両親の障害で苦勞してこなかったかといえは、嘘になる。でも、ぼくは決して可哀想なわけではない。耳の聞こえない両親のもとで育てられ、幸せを感じる瞬間は多々あった。ふたりからは惜しみない愛情を注いでもらった。それなのに他者は、勝手にぼくを「不憫な人」と見なし、「だから氣遣ってあげて」なんてのたまったりもする。

(中略)

きよこさんがAPD だったことを前向きに捉えているのは、ひとりの作家として成功したという以上に、そのおかげで、どこかでひとり泣いている当事者の助けになれるかもしれないと感じているからだ。

「APD について描いたマンガをより広く届けるため、クラウドファンディングにもチャレンジします。集まった寄付金は、わたしの本を学校や病院などに置いてもらうために使う予定なんです。そうやって一カ所でも多く置いてもらえたら、APD に興味がない人、そもそも知らなかった人の手に渡る可能性も増えます。そして、少しでもAPD が広まったらいいな、と思っているんです」

結果は大成功。目標金額に対し、その達成率はなんと600%を超えた。集まった総額は187万円。この金額はつまり、APD 当事者の願いの大きさの表れでもある。それを使い、きよこさんは全国各地に本を届けるという。

(中略)

デザインの力を信じ、APD マークを制作した早坂さん。

YouTube という新しいメディアを使い、当事者のリアルを伝える笑歩さん。

老若男女誰もが読みやすいマンガを通して、生きづらさを知ってもらおうとするきよこさん。

三人に共通するのは、「非当事者にわかってもらいたい」という思いだ。その姿勢を目の当たりにしたぼくは、素直に感銘を受けていた。それぞれ方法は異なるものの、自分にできるやり方で、当事者のことを発信している。そこにはたしかに説得力があるし、切実さも伴う。

しかし、彼女たちの話を聞けば聞くほど、ぼくは自分のスタンスに迷うようになっていた。

一体、自分にはなにができるのだろうか。「同じ社会に生きている」という意味で捉えるならば、APD 当事者も非当事者であるぼくも、同じ「当事者」と言える。しかしそれでも、やはり「聞き取りにくさを感じているかどうか」でいうと、ぼくは非当事者だ。どう頑張っても、APD 当事者が感じてきた苦痛や困難、悲しみを「わかる」と言えない。

当事者による積極的な発信が行われはじめたなかで、あえて非当事者であるぼくが書く意義は、どこにあるのか。こうして取材を重ね、彼らのことを綴ろうとするのは、傲慢^{ごうまん}で出しゃばった行為なのではないか――。

何名もの当事者に話を聞き、正直、ぼくは途方に暮れていた。

そんなときに知ったのが、「共事者」という概念だった。

「共事者」とは、福島県いわき市に住む地域活動家である小松理度^{こまつりけん}さんが提唱する、新しい概念だ。東日本大震災によって起こった、福島第一原子力発電所事故。あれによって、福島に住む当事者とそうではない非当事者との間に分断が生じてしまった。

当事者ではないから、原発事故について語るべきではない――。同じ日本に住みながらも、そう感じてしまった人は少なくないだろう。

そんな風潮があるなか生まれたのが「共事者」だ。小松さんは「web ゲンロン」というメディアで、その概念についてこう綴っている。

「『当事者』という言葉を使って当事者の困難を外側に出すほど、同じ課題を抱

える人たちの共感を生む一方で、「わたしは当事者ではない」という人、つまり「非当事者」を作り出してしまうようにも感じている。いわば「当事者のジレンマ」が生まれる)

〈ここでぼくが思いついたのが「共事者」という言葉だった。当事者ではない。当事者を直接的に支援しているわけでもない。研究者でもなければジャーナリストでもなく政治家でもない。プロフェッショナルでも専門知識を有しているわけでもない。けれど、当事者性はゼロではなく、社会の一員としてその物事を共にし、ゆるふわっと当事者を包み込んでいる。そんな人たち。あるいは、専門性も当事者性もないけれど、その課題と事を共にしてしまっている。そのようなゆるい関わり方。それが現段階でぼくがイメージしている「共事者／共事」だ)

APD 当事者の取材を重ねていくにつれてぼくが感じていた、「非当事者の自分になにができるのだろう」「非当事者の自分がしていることは、余計なことなのではないか」という思いは、まさに「当事者のジレンマ」に近い感情だった。

当事者か非当事者かで考えると、どうしてもそこに分断が生まれてしまう。否が応でも黒か白か、に分かたれてしまう。

しかし、障害が「社会」との関わりのなかから生じるものであるならば、その分断はどこかで乗り越えられなければならない。

そのときに大切なのは、当事者のことを「想像できるかどうか」ではないだろうか。

ぼくがコーダであることを打ち明けたときに、目の前で泣いてくれた友人がいる。

その人はぼくと同じ年の女性で、会社員をしていたときの同僚だった。お互いその会社を辞めて何年も経つが、いまだに信頼できる友人として付き合い合っている。

それはふたりで飲んでいたときのことだったと思う。

「ぼく、コーダっていうんだ」

「コーダ？ なに、それ」

なんとなく打ち明けた流れから、ぼくは自分の生い立ちについて詳細に話した。すると彼女は、ぼくの目の前で静かに泣いた。でも、嫌ではなかった。それが同情からくる涙ではないことがわかったからだ。

「ごめんね」

「どうして謝るの？」

「いままで、五十嵐さんと仲良くしてきて、どれだけのことを抱えているのかが気づかなかった。親の話積極的にしようとしなかったし、障害のある人の話題が出ると途端に黙り込んでしまうことも、すべては五十嵐さんが抱えていることに起因していたんだよね。でもわたしは、なんにも気づかなかった」

「でも、それはぼくがなんにも話さなかったから」

「ううん。ちゃんと五十嵐さんのことを見て、想像すれば気づけることだった。だから、これからはなんでも話してほしい。完璧にわかることはできないかもしれないけど、想像することはできるから」

そう言われたとき、ぼくは彼女のことを非当事者——つまりコーダであるぼくのことを理解できない人、とは思わなかった。同じ境遇ではないけれど、わかるうとしてくれる、当事者のことを想像して非常に近いところに立とうとしてくれる人だと思えたのだ。

「想像する」のは決して容易なことではない。他者が抱えていることを“自分事”として捉え直し、そこに生じる困難や苦しみを明確にイメージするのは、ひどく難しい。

でも、できないことではない。

そのために必要なのは、「知る」ことだ。相手がどんな「課題や事」に直面しているのかを知ること、初めて想像ができる。そして想像することが、物事の共有を可能にする。

(中略)

小松さんが提唱するこの概念を知ったとき、ぼくはAPD当事者にとっての共事者になりたいと思った。

ぼくは「同じ社会に生きる」という意味では「当事者」だし、でも「聞こえるの

に、聞き取れない]という症状がないという意味では非当事者だ。

そんな曖昧な立ち位置にいるよりも、苦しいことも泣きたくなくなるようなことも、すべてをさらけ出すように話してくれた彼らの隣に立つ、共事者になりたい、と強く思った。

そして、ここまでの取材を振り返ってみれば、APD 当事者の声に耳を傾け、それぞれの立場から当事者の生きづらさを軽減させる方法を探る人たちが大勢いた。彼らの取り組みを取材していくうちに、ぼくのなかのスタンスがはっきりと輪郭を成していくのを感じた。

ぼくにすべきこと、それは「共事者を増やしていく」ことだ。

そのためにぼくは、これまでに出会ってきた APD 当事者をよりリアルに描き、社会に届ける。本書を通じて、ひとりでも多くの人たちに APD 当事者のことを知ってもらおう。

それがきっと、ぼくの立ち位置なのだ。

(出典：五十嵐大『隣の聞き取れないひと ^{エーピーディー} APD / ^{エルアイディー} LiD をめぐる聴き取りの記録』、翔泳社、2022 年、一部改変)

問 1

筆者が APD に関するルポルタージュを書くことを躊躇した理由について 100 字以内で述べなさい。

問 2

下線部について、筆者が APD 当事者にとっての共事者になりたいと思った理由を 150 字以内で述べなさい。

問 3

出題文に述べられているのとは違うマイノリティの例を挙げて、それと関連づけながら「共事者」という概念を導入することの妥当性や有効性、また限界や問題点について、あなた自身の考えを 500 字以内で論じなさい。

- 2 次の文章(A)と文章(B)はいずれも domestic worker に関する ILO (International Labour Organization : 国際労働機関) による記述である。文章(A), 文章(B), 図 1 ~ 図 3 および(注)の説明を読んで, 後の問いに日本語で答えなさい。

文章(A)

When the ILO discussed the adoption of a new standard on domestic work in 2010, the delegates to the International Labour Conference spent much time defining the terms “domestic work” and “domestic worker”. The objective was to capture all domestic workers, but the diversity of definitions of “domestic worker” across the world was a challenge if the Committee was to adopt a unified position. A tripartite working group was nominated to put forward proposals for discussion. (中略) The result of these negotiations was indeed a broad definition of domestic work, which is now enshrined as Article 1 of Convention No. 189:

- a. the term “domestic work” means work performed in or for a household or households;
- b. the term “domestic worker” means any person engaged in domestic work within an employment relationship;
- c. a person who performs domestic work only occasionally or sporadically*¹ and not on an occupational basis is not a domestic worker.

Unpacking some of the wording of this provision reveals the full breadth of the scope that was intended. First, it is noteworthy that “domestic work” is not defined by the tasks performed. While domestic workers typically undertake cleaning, cooking and care of children and elderly or disabled people, as well as gardening, driving and guarding private households, the reality is that tasks vary across countries and over time. For instance, in some countries, private tutors and coaches fall under the definition of domestic work. Domestic workers also provide a range of indirect and direct care services*² in

or for a private household. Given this heterogeneity*³ of tasks, the defining characteristic of domestic work was determined to be the workplace, that is, the household.

(中略) The chosen wording serves to broaden the scope of application in two ways: first, to ensure that those working off the premises, such as drivers, would remain covered; and second, to ensure coverage of those providing services to households by way of third parties. (中略) It was noted that the Convention should apply to those directly employed by a household or employed by an agency.

(注)

*¹ sporadically : 単発的に, 散発的に

*² care services : ここでは, 人々の身体的, 精神的, 情緒的な要求に応えるサービス全般を指すものとし, 育児や介護, 看病, 家事にかかるサービスを含む。

*³ heterogeneity : 異種混交性, 不均質性

(文章(A)の出典 : International Labour Organization, 2021, *Making decent work a reality for domestic workers: Progress and prospects ten years after the adoption of the Domestic Workers Convention, 2011 (No. 189)*, 一部改変)

文章(B)

Considering that domestic workers are some of the most marginalized workers, the Convention sets out to ensure that they enjoy decent work — like all other workers — while taking into account the specificities^{*4} of the sector.

(中略)

Domestic workers are not only employed for a variety of tasks in and for private households, but also in diverse ways. Domestic workers may:

- ▶ work on an hourly, daily or monthly basis;
- ▶ live in or out of the household in or for which they perform their work;
- ▶ work with or without a written contract;
- ▶ be employed directly by one household or several households;
- ▶ be employed by or through a service provider.

Service providers — which can include public and private employment agencies, including digital platforms — play an important role in domestic work. The global estimates presented in this report reflect both domestic workers hired directly by households as well as those hired by or through service providers.

(中略)

When appropriately regulated, service providers play an important role in the efficient and equitable^{*5} functioning of labour markets by matching available jobs with suitably qualified workers. However, concerns have been raised about the growing role of unscrupulous^{*6} employment agencies, informal labour intermediaries^{*7} and other operators acting outside the legal and regulatory framework. For example, one recurring problem faced by domestic workers is the charging of illegal fees for recruitment or placement, with this problem being particularly prevalent among migrant domestic workers.

(中略)

Despite the essential responsibilities of their job, eight out of ten domestic

workers are informally employed, meaning they do not have access to social security.

(中略) The fact of being informally employed is also strongly associated with the lowest wages and either very short or very long hours of work.

Female domestic workers are more exposed to informality than their male counterparts in 67 per cent of countries reviewed. (中略)

Domestic workers who are recognized by the labour law^{*8} generally may still be excluded from specific legal provisions, or the level of protection provided to domestic workers may not be adequate.

(注)

*4 specificities : 特殊性, 特異性

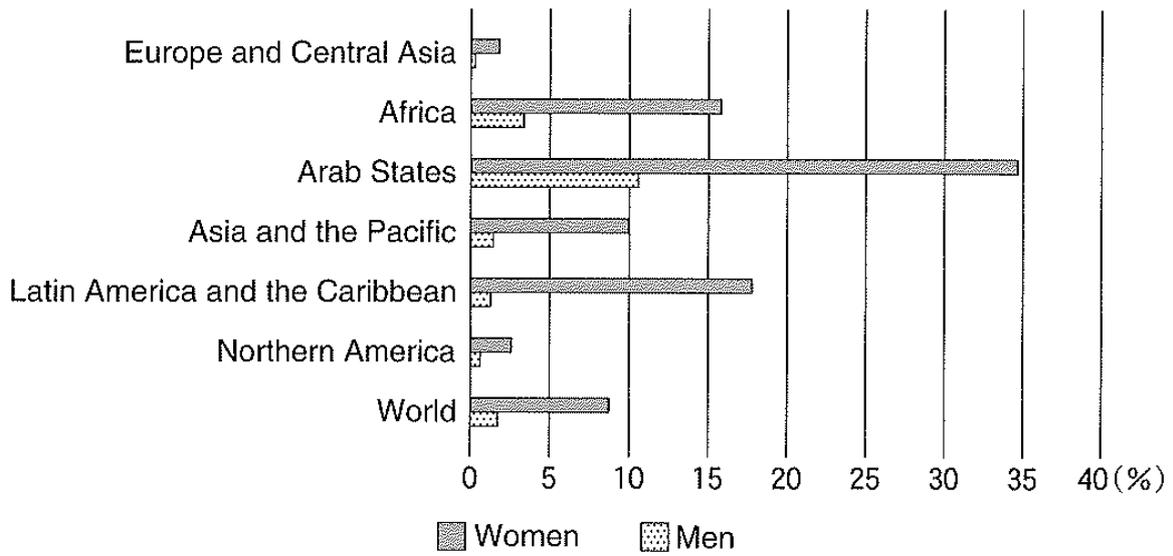
*5 equitable : 公正な, 公平な

*6 unscrupulous : 良心的でない, 不徳な

*7 intermediaries : 仲介者

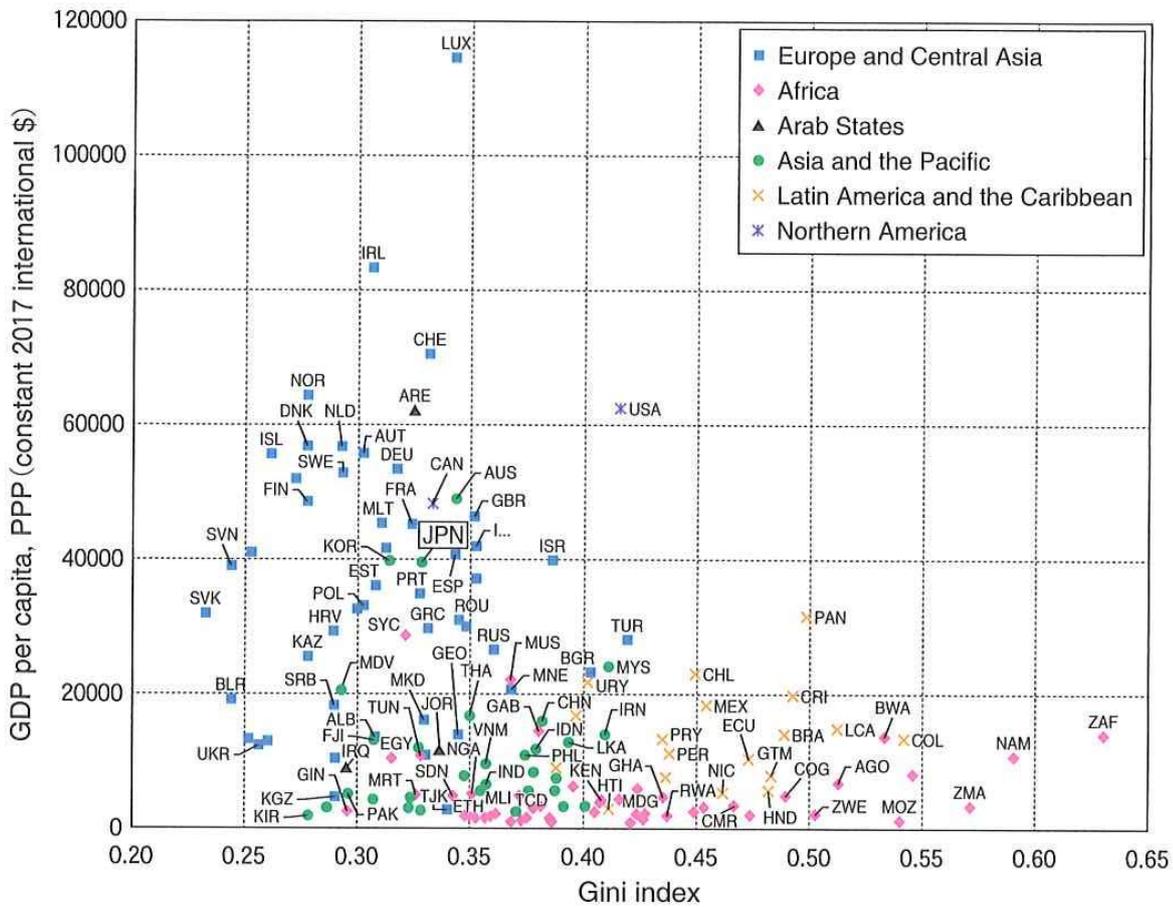
*8 labour law : 労働法

(文章(B)の出典 : International Labour Organization, 2023, *The road to decent work for domestic workers*, 一部改変)



(図1) Domestic workers as a percentage of employees by sex and region, 2019

(図1の出典: International Labour Organization, 2021, Annex 6, *Making decent work a reality for domestic workers: Progress and prospects ten years after the adoption of the Domestic Workers Convention, 2011 (No. 189)*より作成)



(図 2) GDP per capita^{*9}, PPP^{*10} vs. Gini index^{*11}

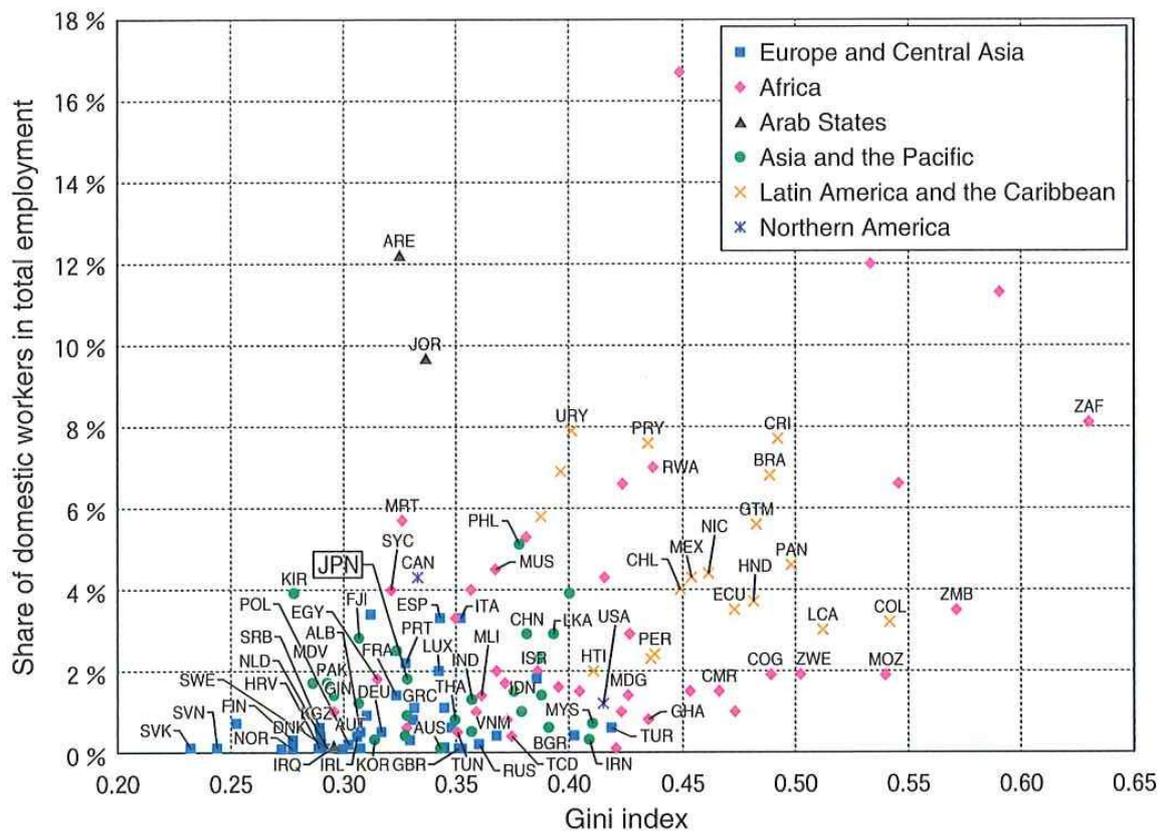
(注)

^{*9} GDP per capita：一人当たりの GDP(国内総生産)。

^{*10} PPP：購買力平価。同一製品の価格が他国でも同一であると仮定するときの、両国間の為替相場。GDP per capita, PPP は、購買力平価換算した一人当たり GDP。

^{*11} Gini index：ジニ係数。所得や資産の分布の不平等を計測するためにイタリア人ジニが 1936 年に考案した一指標。Gini's coefficient ともいう。ジニ係数は完全平等のとき最小値 0 をとり、所得が一人に集中している完全不平等のとき最大値 1 をとる。

(図 2 の出典：Income inequality vs. GDP per capita, 2010 to 2021, <https://ourworldindata.org/grapher/gini-coefficient-vs-gdp-per-capita-pip?tab=table&xScale=linear> より作成。なお、Gini index は 2010 年から 2021 年の間で、各国の最新値を使用した。)



(図 3) Gini index vs. Share of domestic workers in total employment

(図 3 の出典: 図 2 の Gini index のデータと, International Labour Organization, 2021, Annex 5, *Making decent work a reality for domestic workers: Progress and prospects ten years after the adoption of the Domestic Workers Convention, 2011 (No. 189)* のデータより算出して作成)

問 1

domestic worker とはどのような人のことを言うのか。文章(A)に基づいて、150 字以内で説明しなさい。なお解答文中で、domestic worker と記述したい場合には、DW の表記を使用すること。また、それぞれのアルファベットは1字として数える。

問 2

世界における domestic worker の分布の特徴について、図1～図3からどのようなことが読み取れるか。ジェンダー、国の経済的豊かさ、国内の経済的格差の観点から、250 字以内で説明しなさい。なお解答文中で、domestic worker と記述したい場合には、DW の表記を使用すること。また、それぞれのアルファベットは1字として数える。

問 3

下線部について、次の(1)、(2)に答えなさい。なお解答文中で decent work と記述したい場合は、和訳して表記し、domestic worker と記述したい場合には、DW の表記を使用すること。また、それぞれのアルファベットは1字として数える。

- (1) 文章(B)を踏まえて、domestic worker の労働環境上の問題を150字以内で具体的に説明しなさい。
- (2) domestic worker にとってその仕事が decent work となるには、どのような手立てが必要になるだろうか。(1)の解答を踏まえて、行政の役割に言及しながら100字以内で論じなさい。

R-7 (B)

受験 番号	B								
----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

解答用紙番号
小論文0-2

70-0-2

採点記入欄

小論文解答用紙 (文学部)

座 番	席 号		
--------	--------	--	--

(下の座席番号欄にも記入すること。)

注意
※採点記入欄には何も記入しないこと。

1 問 3

			5				10				15				20
5															
10															
15															
20															
25															

問 3

--

※採点欄

R-7 (B)

選抜 区分
B

注意

1. この欄の座席番号も必ず記入すること。
2. ※採点表には何も記入しないこと。

解答用紙番号
小論文0-2

70-0-2

座席番号

10 11 12

※採点表 問題 1-2
0

13 14 15

